

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

令和 7 年度の雇用保険料率が公開されました

令和 7 年度の雇用保険料率が公開されました。
今月のニュースレターでは、令和 6 年度からの変更点についてご案内いたします。

■ 令和 7 年度の雇用保険料率

令和 7 年度の雇用保険料率が公開されました。
令和 6 年度の雇用保険料率と比較をすると以下のような変更点があります。

- ・ 労働者負担・事業主負担ともに失業保険等給付の保険料率が 5.5/1,000 に変更となりました。
※農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は 6.5/1,000 に変更となります。

< 令和 7 年度の雇用保険料率 >

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	① + ② 雇用保険料率
一般の事業		5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
(令和 6 年度)		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和 6 年度)		7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業		6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和 6 年度)		7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和 5 年 4 月～令和 7 年 3 月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

引用：厚生労働省 「令和 7 (2025) 年度 雇用保険料率のご案内」

令和 7 年度雇用保険料率は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの適用となります。
令和 6 年度の雇用保険料率から引き下げとなるため、給与計算、年度更新の際に誤りのないよう注意が必要となります。

参考 URL

厚生労働省 「令和 7 (2025) 年度 雇用保険料率のご案内」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001401966.pdf>

◆ 4 月の労務スケジュール

～4/30 3 月分社会保険料納付

～4/10 3 月分源泉徴収税額住民税額の納付



Legal Networks
CORPORATION

<https://www.kintaiakanrikenkyujo.jp/>

編集担当：奥田

編集責任者：勝山